公募型プロポーザルに関する公告説明文

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和７年４月28日

茨城県知事　　大井川　和彦

１　調達に付する事項

（１）業務名

令和７年度いばらきの卵消費拡大支援対策事業業務委託

（２）目的

　全国有数の生産量を誇る茨城県産鶏卵について、量販店等との連携やSNSの活用により消費拡大キャンペーンを実施することで、県産鶏卵全体の知名度向上及び消費拡大を図る。

（３）業務内容

令和７年度いばらきの卵消費拡大支援対策事業業務委託仕様書別紙１による。

（４）委託期間（予定期間を含む。）

委託契約締結の日から令和８年３月31日まで

（５）見積限度額

金２，７５４，６４０円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲とする。

なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。（予定価格は別途定める。）

（６）対象となる経費

令和７年度いばらきの卵消費拡大支援対策事業業務委託仕様書別紙１を参照のこと。

２　プロポーザルの参加者に要求される資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

（１）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第２５４号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

（４）当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

（５）過去５年間において、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

（６）茨城県暴力団排除条例（平成２２年茨城県条例第３６号）第２条第１号又は同条第３号に規定する者でないこと。

３　審査方法及び評価項目

（１）審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、下記(２)の評価基準により、企画提案書類及びプレゼンテーションにて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

（２）企画提案を特定するための評価項目

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 評価事項 |
| 提案内容及び手法会社の運営体制会社の業務実績 | ①提案内容の的確性②提案内容の独創性③提案内容の実現性④工程の妥当性⑤見積金額の妥当性⑥実施体制の適切性⑦同種又は同類業務の実績 |

４　手続き等に関する事項

（１）担当部局

茨城県営業戦略部県産品販売課　畜産物・米グループ

〒３１０－８５５５　茨城県水戸市笠原町９７８番６

電話　０２９－３０１－３９６５　ＦＡＸ　０２９－３０１－２８５９

電子メール　nouyu@pref.ibaraki.lg.jp

（２）プロポーザルに関する質疑受付・回答

ア　質疑の提出方法

質疑・回答書（別紙）により、ＦＡＸもしくは電子メールで提出するものとする。

なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

イ　質疑受付期間

令和７年４月30日（水）から令和７年５月８日（木）正午までとする。

ウ　提出先

４（１）担当部局に同じ。

エ　回答方法

質疑に対する回答は、令和７年５月８日（木）午後５時までにＦＡＸもしくは電子メールにより行う。

なお、回答書の記載事項は、公告説明文の追加または修正とみなす。

５　企画提案書等の提出期限等

（１）提出書類及び部数

ア　企画提案提出書（様式１）　１部

イ　会社・団体概要（様式２）　１部

ウ　過去５年間の同種又は類似業務の実績（様式３）　６部

エ　資格要件に関する申立書（様式４）　１部

オ　企画提案書（様式自由とするが、提案者名がわかるような記載はしないこと。）　６部

以下の事項を記載すること。

（ア）量販店等での消費拡大キャンペーンの実施

　　・消費拡大キャンペーンの企画立案等を記載すること。

・具体的な実施内容、実施時期、実施に向けた関係機関との連携等について記載すること。

（イ）多様なメディアを活用した県産鶏卵のPR実施

　　・多様なメディアを活用した県産鶏卵PRの企画立案等を記載すること。

・具体的な実施内容、実施時期、実施に向けた関係機関との連携等について記載すること。

（ウ）（ア）（イ）の取組について過去に同様の取組みを行った経験があればその内容を記載すること。

なお、企業や生産者等の名称は具体的に記載すること。

（エ）業務実施体制

業務全体について、人員配置や役割、業務の流れ等を明記すること。

（オ）工程計画について想定業務等を工程表の形式で記載すること。

（カ）再委託の有無及び予定

（キ）費用見積額

項目ごとに数量、単位、単価、金額を明記すること。

（２）提出期限　　　令和７年５月９日（金）必着

（３）提 出 先　　　４(１)の担当部局に同じ。

（４）提出方法　　　持参又は郵送に限る。

（５）留意事項

企画提案書等の受付時間は、午前９時から午後５時まで。（県の休日及び正午から午後１時までを除く。）

郵送の場合には、令和７年５月９日（金）までに到着したものを有効とする。

６　プレゼンテーションの実施

（１）実施日時・場所　　企画提案書等を提出した者に対し、別途通知する。

（２）その他

ア　プレゼンテーションは、非公開とする。

イ　プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

７　その他

（１）書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

（２）プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。

また、提出書類は返却しない。

（３）プロポーザルの審査内容に関しては、一切公表しない。

（４）企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

（５）委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

（６）契約書作成の要否　要

（７）契約保証金

落札者は契約金額の１００分の１０以上の額を契約保証金とし茨城県に納付する。ただし、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第１５条）第１３８条第２項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除する。

（別　紙） 　　　 　　　　 　茨城県営業戦略部県産品販売課　畜産物・米グループ　行

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　（ＦＡＸ　０２９－３０１－２８５９）

令和７年度いばらきの卵消費拡大支援対策事業業務委託

質疑・回答書

名　　称：

担当者名：

連 絡 先：

|  |
| --- |
| 質　問　内　容 |
|  |
| 回　答　内　容 |
|  |

（様式１）

令和７年度いばらきの卵消費拡大支援対策事業業務委託企画提案提出書

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

（県産品販売課扱い）

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

　この事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（ふりがな） |  |
| 所属 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| Ｅメールアドレス |  |

（様式２）

会社・団体概要

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者 |  |
| 住所 |  |
| 資本金 |  |
| 設立年月日 |  |
| 従業員数 |  |
| 事業内容 |  |
| 主な支店・営業所 |  |

　※会社・団体の概要に関するパンフレット等を添付すること。（提出部数１部）

（様式３）

過去５年間の同種又は類似業務の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務名 | 発注者　商号又は名称　住所　電話番号 | 業務の概要 | 契約金額（千円）履行期間 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（様式４）

資格要件に関する申立書

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

（県産品販売課扱い）

所　 在 　地

商号又は名称

 代表者氏名

令和７年度いばらきの卵消費拡大支援対策事業業務委託のプロポーザルの参加に要求される下記の資格要件を全て満たす者であることを申し立てます。

記

　１　茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第２５４号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。

２　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

３　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

４　当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

５　過去５年間において、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

６　茨城県暴力団排除条例（平成２２年茨城県条例第３６号）第２条第１号又は同条第３号に規定する者でないこと。